

老老発0325第1号
保医発0325第2号
令和4年3月25日

地方厚生（文）局医療課長
都道府県民生活管部（局）
国介健康保険事務課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省老健局老人保健課長
(公印) 省略

厚生労働省保健局医療課長
(公印) 省略

「医疗保险と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

原記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定
できる場合の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第88号）等が告示され、令和
4年4月1日から適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留
意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老
老発第0428001号・保医発第0428001号）の一部を下記のように改め、令和4年4月1日か
ら適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支
援機関等に対して周知徹底を図られたい。
なお、要介護被保険者等であって、特別養老ホーム等における療養の給付の取扱いにつ
いて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

(1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等により密度の高い医療行為が必要となつた場合には、当該患者を医療保険適用病床に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は診療所の病床の空き状況等により、患者を転床させず、当該介護保険適用病床において緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このようないふ場合には、当該病床において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、この場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うものであること。

(2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付は行わないものであること。

第2 号関係について

1 療養病棟（健保保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る精査をいう。以下同じ。）に該当する病棟が、つてある病院又は診療所において、介護保険適用の指定を受けたため、当該病院又は診療所にあって、あらかじめ精査が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、各病室（各病室の病床数が4を超える場合は4病床を上限とする。）を定め、当該病室について地方厚生（文）局に届け出た場合は、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

(2) 当該届出の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用病床における療養型介護療養施設サービス費又は診療所型介護療養施設サービス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料をかけ出るものであること。

第3 号関係について

介護保険適用病床に該当する患者に對し歯科療養を行った場合についての当該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項について

1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在で混在すること。

(1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

(2) 病院であつて、当該病院の精神病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方厚生（文）局長に届け出た場合には、令和6年3月31までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、介護保険から行うものとすること。

(3) 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であつて、当該病院の精神病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうとすることについて地方厚生（文）局長に届け出た場合には、令和6年3月31までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとすること。

插說其清關係

- (1) 保険医療機関における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）で別の看護師等の配置基準を採用すること。

(2) 1病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療療養病床の場合は療養病床料入院料1又は2、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費）を採用するものとすること。このため、1病棟内における医療療養病床と介護療養病床として、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得ること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床は各自において満たすことのできるものであることを可能とすることもできるものである（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に基づき、療養病棟入院料に係る届出については、基本診療料の施設基準等及びその届出に因ずる手続きの取扱いについて「令和4年3月4日保医発301第2号」に基いてあること。

(3) ① 病院内勤務等の体制についてでは、お被りごとに届出を行なうことが可能であるが、1病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用すること。

入院期間、平均在院日数の考え方について

- (1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性悪性疾患等により一般病棟での医療が必要となり、同病棟に転棟した場合は、転棟後30までの間は、新規入院患者と同様に取り扱うこと。

(2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に

(3) 平均付箇日数の着き方については (1) および(2) と同様であること。

- (3) 平成元年10月のラスカについて、(1)及び(2)と同様である。

介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

 - (1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において特例の給付を受ける場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトによること。
 - (2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについての外来に要する費用負担によるものであること。

合計金額

- （1）同一施設内の医療保険適用者から介護保険適用者への転入の留意事項

床した月においては、特定治療費として定められた特例入院診療管理は算定できないものである。ただし、該医療機関適用病床と介護保険適用病床における入院期間が通算して6月以内の場合は、当該介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す場合に限り、特例入院診療管理が算定される。

- (2) 同一施設内の医療保険薬剤専門家から、介護病院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した者又は当該医療機関と一緒に連携されるサテライト型小規模介護療養型老人保健施設に入所した者にあっては、特別療養費又は特別修繕費に定める初期入所診療加算は算定できないものである。ただし、当該施設の入所期間及び当該施設入所前の医療保険適用病床における人所期間が通算して6ヶ月以内の場合であって、当該入所した者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、診療計画を見直す必要が生じた場合には、この限りでない。

- 法、集団コミュニケーション療法及び精神科作業療法等が特に精神科作業療法においては、医療保険の認められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及精神科作業療法を行つる施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとすること。ただし、共用する場合にあっては、施設基性及び人員配置基性等について、特定診療費、特別療養費又は特別診療費及び医療保険のそれそれににおいて定められた施設基性の両方を同時に備えなければならないこと。

6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について

- (1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は別診を求めることが原則とする。
- (2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。

(3) (2)にかかるらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合（当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。）であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合（当該診療に係る専門的な診療科を標準とする他保険医療機関（専別の関係にあるものを除く。）において、次に掲げる診療行為を行なった場合に限る。）は、当該患者について算定する介護療養施設サービス費に含まれる診療が当該他保険医療機関において行われた診療に限り、当該他保険医療機関において、当該診療に係る費用を算定できる。ただし、短期帶在手術等基本料3、医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びハリテーションに係る費用（当該専門的な診療科に特有の薬剤を用いた投薬又は注射に係る費用を除く。）は算定できない。

- ア 初 両診料
イ 短期帶在手術等基本料1
ウ 検査
エ 画像診断
オ 精神科専門療法
カ 处置
キ 手術
ク 放射線治療
コ 内理診断

(4) 他保険医療機関は、(3)のアからコまでは掲げる診療行為を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に、「入院介護療養型医療施設名」、「受診した理由」、「診療料」及び「受診口数：〇日」と記載すること。

第3 介護調整告示について 要介護被保険者等である患者（介護医療院に入所中の患者を除く。）に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙1を参照のこと。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の人所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

第4 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について

1 介護医療院に入所中の患者に対する診療の基本的な考え方

(1) 介護医療院に入所中の患者による診療の例

- (2) 及び(4)の例によること。
2 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となつた場合は、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。

- 3 医療療養病床及び介護療養病床が混在する病棟の一部を介護医療院に転換した場合、住院勤務等の体制については、第2の2の(3)の例によること。

第5 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項

- 1 同一算定について
診療報酬点数表の別表第一 第2章第2部（在宅医療）に掲げる療養に係る同一日算定に関する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

- 2 月の途中で要介護被保険者となる場合等の留意事項について
要介護被保険者等となった日から、同一の傷害又は疾患等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることがあるが、この場合において、1月あたりの算定期に制限がある場合（医療保険における訪問看護師指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合の月4回など）については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮するものであること。

- 3 訪問診療に関する留意事項について
(1) 指定特定施設（指定居宅サービス等の事業）の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項）、指定地域若者福祉施設（指定回数控除看護師サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項）又は指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項）のいずれかに人居する患者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用地指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者訪問看護料は算定できない。

(3) 特別養護老人ホーム入居者に対する、「特別養護老人ホーム等における医療の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日厚生労働省第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について
介護保険における在宅患者看護管理指導料又は介護予防専門療養管理指導料を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 在宅患者訪問点滴注射管理指導料に係る留意事項について
小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について
精神疾患を有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について
(1) 訪問看護料は、要介護被保険者等である患者について、原則として算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護料に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の(1)の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合(退院支援指導加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護料は提出療養費1について、同一月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊)の場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行なう場合に限る。)及び支層によって算定する。

日を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行う場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護料又は緊急時介護予防専門療養料を算定している月にあっては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理制度を算定している月にあっては医療保険の特別管理制度、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては医療保険における看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養料(遠隔死亡診断補助加算を含む。)は算定できない。

(2) 妥介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14日間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について
要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、施用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防所リハビリテーション(以下「介護保険における疾患別リハビリテーション」といいう。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーション料と算定する患者に該当することとなり場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで当該旅行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険におけるリハビリテーション料を算定することができる。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌ヶ月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支層によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとはみなさない。

11 重度認知症患者ディ・ケア料等に関する留意事項について

- (1) 医療保険における重度認知症患者ディ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科ディ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科ディ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者ディ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者ディ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者ディ・ケア料等を行っている期間においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。
ただし、要介護被保険者等である患者であつて、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の人居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対して行う重度認知症患者ディ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行つた日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者ディ・ケア料等を算定できるものであること。
(2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者ディ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であつて日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

12 人工腎臓等に関する留意事項について

- 介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の計算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロボエチン、ダルベボエチン、エボエチノベータベゴル及びH.I.F-P.H阻害剤の費用は人工腎臓の算定点数に含まれております、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、H.I.F-P.H阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙1)

		2. 入院中の患者		3. 入所中の患者	
区 分	(次の括弧内に入居又は入所する者を含む。) ① 入住中の患者 ② の患者	ア.介護休養型医療施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(以下「介護老人保健施設」といふ。)を受ける患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(以下「介護老人保健施設」といふ。)を受ける患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(以下「介護老人保健施設」といふ。)を受ける患者	ア.介護老人保健施設(認知症専用病棟を除く。) イ.介護老人保健施設又は介護老人保健施設の床数(施設の床数)を有する施設(以下「介護老人保健施設」といふ。)を受ける患者
初 期 両診科	○	—	○	○	○
入院料等	×	—	○	○	○
0001010 入院栄養食事指導料	○	—	—	—	—
00010224 外来臨時ケア管理科	○	—	—	—	○
00010225 服用依頼者指導料	○	—	—	—	—
00010226 検査依頼者指導料	○	—	—	—	—
00010227 特別な検査依頼者指導料	○	—	—	—	—
0001032 一般外治保管料	○	—	—	—	—
0001033 生活助賃管理料	○	—	—	—	—
0001034 ハニカム	○	—	—	—	—
0001-2-5 陰内トリージ実施料	○	—	—	—	—
0001-2-6 表面依日本医療伝医学手術料	○	—	—	—	—
0001-2-7 外来ハビテーション治療料	○	—	—	—	—
0001-2-8 外来放射線診療料	○	—	—	—	—
0001-2-12 外来腫瘍学検査料	○	—	—	—	—
0004 運送助成料	—	—	—	—	—
0005 運送扶助賃料	—	—	—	—	—
0005-1-2 介護支援型医療指導料	—	—	—	—	—
0005-6 がん治療連携料	○	—	—	—	—
0005-6-2 がん治療連携料	○	—	—	—	—
0005-6-4 がんがん児在宅看護指導料	○	—	—	—	—
0005-7-2 認知症門診看護料	○	—	—	—	—
0005-8 精神インター・ワーキング指導料	○	—	—	—	—
0005-12 これらの連携指導料(1)	○	—	—	—	—
0005-13 これらの連携指導料(II)	○	—	—	—	—
0007 通院訪問指導料	—	—	—	—	—
0007-2 通常訪問指導料	○	—	—	—	—
0008 病院管理料	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

		2. 入院中の患者		3. 入所中の生者	
区 分	(次の添削に「入院中の患者又は入居する者の者」の患者を除く。)				
自宅、社会施設、身体障害者施設等 出張所、入院施設、施設等 訪問看護所、訪問介護等※1	特定期定施設（指定特定施設、指定定期 施設等に該当する施設） 認知症対応型アパート（一人 暮らし、小規模多機能 型認知症介護施設又は複合 施設等）※2	介護施設（介護施設、介護 施設の床数以外の場合は 施設の床数又は認知症の病 床数）※3	介護施設型医療施設（認定新規 施設の床数を除く）、介護施設 又は介護施設型医療施設（介護 施設の床数又は認知症の病 床数）※3	介護施設（介護施設、介護 施設の床数を除く）※4	介護施設（介護施設、介護 施設の床数を除く）※4
1 0 0 3 - 2 認知症五・認定診療法	○	—	—	○	○
1 0 0 5 入院医療費算定法	—	—	○	○	—
1 0 0 7 病理検査算定法	○	—	○	○	○
1 0 0 8 入院生活技能訓練法	—	—	○	○	—
1 0 0 8 - 1 記入欄	○	○	○	○	○
1 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア	○	○	○	○	○
精神科 1 0 0 9 精神科ティ・ケア 算定法	○	○	○	○	○
1 0 1 0 精神科ナイト・ケア 算定法	○	○	○	○	○
1 0 1 0 - 2 精神科ナイト・ケア 算定法	○	○	○	○	○
1 0 1 1 新精神疾患算定料 算定法	○	○	○	○	—
1 0 1 1 - 2 新精神疾患算定料 算定法	○	○	○	○	—
地 区 介護報酬算定化指標	○	○	○	○	○
0 1 2 - 2 精神科訪問看護算定料	○	○	○	○	○
1 0 1 5 重複認定患者ティ・ケア料 算定法	○	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○
總計	○	○	○	○	○

算定

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

3. 入院中の患者		2. 入院中の患者		1. 入院中の患者(他の患者がいる患者)	
区分					
※1	自宅・社会福祉施設・精神障害者居宅等の生活所、主婦介護施設、小児保育所等の付帯施設に入所する者のを除く。	特需施設(指定特定施設、指定地域基盤特定施設及びひびき病院に於ける)を除く。 （認知症対応型アパート併用型）	介護施設(介護施設併設の病院を除く)を除く。 （認知症対応型アパート併用型）	介護施設医療院(認知症専門病院を除く)を除く。 （認知症専門病院を除く）	介護施設医療院(認知症専門病院を除く)を除く。 （認知症専門病院を除く）
○	○	○	○	○	○
○ 0.3-3 診療看板情報提出件数観察 3	※2 又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる看板を算定できる者 ※15及び※17	※2 又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる看板を算定できる者 ※15及び※17	—	—	—
○ 0.5 診療看板ターミナルアダプテーション	※2又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる者 ※15及び※17	※2又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる者 ※15及び※17 （個人によりまして月曜日に限り、介護施設ナースによるルケア会員を算定していなかった場合、算定していません。）	—	—	—
○ 遊園地□診療補助看板	※2又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる者 ※15及び※17	※2又は精神科訪問看板本薬剤を算定できる者 ※15及び※17 （個人によりまして月曜日に限り、介護施設ナースによるルケア会員を算定していません。）	—	—	—
					ア ○ ※16 イ ○ ※16 ア及びイの場合には、訪問看板ターミナルケア会員2を算定する。 イ ○ ※16及び※17

※1 社会福利施設、身体障害者施設等、
※2 介護老人ホーム等における標準的な料金等をもつてあること。
※3 「高齢者扶助費」(平成18年3月31日医保第033-02号)に特段の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

次に擧げる薬剤の薬剤学に限る。

※4 次に掲げる薬剤の葉解毒に限る。

（H.I.D.P.H.）の「やわめの人工腎臓」又は「透析膜管装置」、
・透析コントロールの「やわめの透析装置」であるものに對して供与された場合に限る。）

・抗ウイルス剤：ヒト型肝炎ウイルスの効率又は強度をもつて抑制する。また、HIV感染症の治療又は効果を有するものに用る。）

第三章 中国古典文学名著与现代传播学研究

ハシ
いへ
外夫鹿高化宇便法診診料の1のイ又は2のイ

中心神經系に対する外因性抗原誘導物質は、その多くが脳膜下腔内に存在する脳脊髄液中の蛋白質である。このことは、脳膜下腔内に注入された抗原が、脳脊髄液中に存在する蛋白質によって吸収され、これが脳膜下腔内に分布する細胞表面に付着する結果、免疫反応が誘導されるのである。しかし、このことは必ずしもすべての抗原が適用されるわけではなく、たとえば、ヒトの IgG は脳脊髄液中に存在する蛋白質であるが、この IgG が脳膜下腔内に注入された抗原によって吸収されることは、必ずしも認められない。このことは、ヒトの IgG が脳膜下腔内に存在する蛋白質であるが、この IgG が脳膜下腔内に注入された抗原によって吸収されることは、必ずしも認められない。

・エリヨン・エリヨン(ヘリコボルス)は酸性磷酸を受けている悪性貧血のうち酸性貧血症であるものに効果があるものに効く。また、骨髄炎に効く。

エドワード・ランベート・ゴル（Edward Lambeau Goll）は、1868年1月22日、ベルギーのアントウェルペンで生まれた。彼は、アントウェルペンの工芸学校で学んだ後、パリのエコール・デ・ボザンヌで深く影響を受けた。ゴルは、1890年代から1910年代にかけて、ベルギーのアーティスティック・アーツ運動を代表する重要な人物として活動した。彼の作品は、主に陶磁器やガラス工芸で構成され、そのスタイルは、アール・ヌーヴォーの影響を受けながらも、独自の表現を追求していた。ゴルは、1910年にアントウェルペンで開催された「アーティスティック・アーツ展」で注目され、その後、世界中の美術館で作品が収集されるようになった。ゴルは、1943年1月22日に85歳で死んだ。

（）の費用を負担するものに限る。）の費用を負担するものに限る。

此次所見之山脈，其北坡之山峰，皆為圓錐形，其南坡之山峰，則多為方錐形。此種形狀，實為中國山脈之特徵。而此山脈之北坡，又為中國山脈之北坡，故其山峰皆為圓錐形。此山脈之南坡，又為中國山脈之南坡，故其山峰皆為方錐形。

*6 肝機能不全者、肝硬化患者、肝炎患者、肝癌患者等では、胆汁酸代謝が異常となり、胆汁酸の排泄が障害される。このため、胆汁酸の体内留まりが悪くなると、胆汁酸が肝細胞膜を通過する際に胆汁酸濃度依存的に膜透過性を増加させ、肝細胞膜の透過性が亢進する。この結果、肝細胞膜の透過性が亢進する。この結果、肝細胞膜の透過性が亢進する。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等」についての一部改正において

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 2)

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所保養介護又は介護予防短期入所保養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者 介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合	
	併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関以外の保険	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険 医療機関
初・再診料	x	x	x	○
入院料等	x	x	x	○ (A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料		x	○	○
B001の2 特定薬剤治療管理料			x	○
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			x	○
B001の6 てんかん指導料			x	○
B001の7 難病外来指導管理料			x	○
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料			x	○
B001の9 外来栄養食事指導料			x	○ ※1
B001の11 集団栄養食事指導料			x	○ ※1
B001の12 心臓ベースメーカー指導管理料			x	○
B001の14 高度難聴指導管理料			x	○
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料			x	○
B001の16 喘息治療管理料			x	○
B001の20 糖尿病合併症管理料			x	○
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料			x	○
B001の23 がん患者指導管理料			x	○
B001の24 外来緩和ケア管理料			x	○
B001の25 移植後患者指導管理料			x	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	併設医療機関以外の保険 医療機関	併設保險医療機関	併設保險医療機関以外の保険 医療機関
	併設保險医療機関 医療機関	併設保險医療機関以外の保険 医療機関				
B 0 0 1 の 26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料		○				
B 0 0 1 の 27 糖尿病透析予防指導管理料	×	○				
B 0 0 1 の 32 一般不妊治療管理料		○				
B 0 0 1 の 33 生殖補助医療管理料		○				
B 0 0 1 の 34 ハ 二次性骨折予防继续管理料 3		○				
B 0 0 1 の 35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料		○				
B 0 0 1 の 36 下肢創傷処置管理料	×	○				
医学管理等						
B 0 0 1 - 2 - 4 地域連携夜間 休日診療料	×	○	×	×	○	○
B 0 0 1 - 2 - 5 院内トリージ実施料	×	○	×	×	○	○
B 0 0 1 - 2 - 6 夜間休日救急搬送医学管理料	×	○	×	×	○	○
B 0 0 1 - 2 - 8 外来放射線照射診療料		○				
B 0 0 1 - 2 - 12 外来腫瘍化学療法診療料		○				
B 0 0 1 - 3 生活習慣病管理料		○				
B 0 0 1 - 3 - 2 ニコチン依存症管理料	×	○				
B 0 0 1 - 7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限 る。）		○				
B 0 0 5 - 6 がん治療連携計画策定期料		○				
B 0 0 5 - 6 - 2 がん治療連携指導料		○				
B 0 0 5 - 6 - 3 がん治療連携管理料		○				
B 0 0 5 - 7 認知症専門診断管理料		○				
B 0 0 5 - 8 肝炎インター/フェロン治療計画料		○				

「[医療保険]と介護保険」と併せて、この二つに正反対の立場で、その間に連絡する事項等についての一部改正について

区分		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した場合	併設医療機関以外の保険 医療機関	併設医療機関以外の保険 併設医療機関
B 009 診療情報提供料（I）					
注1					
注6					
注8 加算 注10 加算（認知症専門医療機関紹介加算） 注11 加算（認知症専門医療機関連携加算） 注12 加算（精神科医連携加算） 注13 加算（肝炎インフルエンザ罹患連携加算） 注14 加算（歯科医療機関連携加算1） 注15 加算（歯科医療機関連携加算2） 注18 加算（検査・画像情報提供加算）	○				
B 009-2 電子的診療情報評価料		×		○	×
B 010-2 診療情報連携共有料		×		○	×
B 011 連携強化診療情報提供料				○	
B 011-3 薬剤情報提供料			×		○
B 011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料			×		○
B 012 傷病手当金意見書交付料				○	
上記以外			×		
C 000 往診料		×		○	×
C 014 外来在宅共同指導料					○
在宅医療第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算				○	
上記以外			×		
検査			×		○
画像診断			○		○
投棄			○		○
					(専門的な診療に係るもの)を除く。)
					※2

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分		ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
		介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
注射		併設保険医療機関 医療機関	併設保険医療機関 併設保険医療機関以外の保険 医療機関
リハビリテーション		○ ※3	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
1000 精神科電気痙攣療法		×	○
1000-2 経頭蓋磁気刺激療法		×	○
1002 通院・在宅精神療法		×	○
1003-2 認知療法・認知行動療法		×	○
精神科専門療法	1006 通院集団精神療法	×	×
1007 精神科作業療法		×	○ (同一日において、特別診療 費を算定する場合を除く。)
1008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除 く。）		×	○
1009 精神科ディ・ケア（注6の場合を除く。）		×	○
1015 重度認知症患者ディ・ケア料		×	○
上記以外			×
処置		○ ※4	○
手術			○
麻酔			○
放射線治療			○
病理診断			○
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			×
B014 退院時共同指導料1			×

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア・介護医療院に入所中の患者 イ・短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定しない日の場合	介護医療サービス費のうち、他科受診時費用（362単位） を算定した日の場合
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料	併設保健医療機関	併設保健医療機関以外の保健医療機関
C007 在宅患者連携指導料	併設保健医療機関	併設保健医療機関以外の保健医療機関
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料 上記以外	○	○
別表第三	×	×
訪問看護療養費 退院時共同指導加算	×	○ ※5 又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の業物料に限る。

・抗悪性新生物（悪性新生物）のための医療用薬
・脊髄コントロール（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤に限る。

・エリスロボエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・タルベベチターベガル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・エボエチシベンゼン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・HIF-PH阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
・脊髄コントロール（B型肝炎又はC型肝炎のための医療用薬）
・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素吸入、起音波ネブライザ、起音波ネブライザ、介護牽引、消毒液噴霧装置、鼻腔洗浄、導尿、腫瘍等の処置を除く。）
※4 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

老振発 0510 第 1 号
平成 30 年 5 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年 5 月 2 日付で、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）が別添のとおり公布されました。

本告示は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は下記のとおりです。

平成 30 年 10 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、生活援助中心型サービスについては 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

なお、平成 30 年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出こととされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数 + 2 標準偏差（2 SD）（※）」を基準とする。（※）全国での利用回数の標準偏差に 2 を乗じた回数

具体的には、直近の 1 年間（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数 + 2 標準偏差（2 SD）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり以下の回数とする。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

なお、本告示の適用期日は平成 30 年 10 月 1 日である。

事務連絡
令和3年9月22日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和2年12月23日。以下「審議報告」という。）において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

記

1. 趣旨・目的・仕組み等

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

○ 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分にご留意の上、ご対応をお願いします。

○ 具体的には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村に届け出る必要があります。

（※）居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上

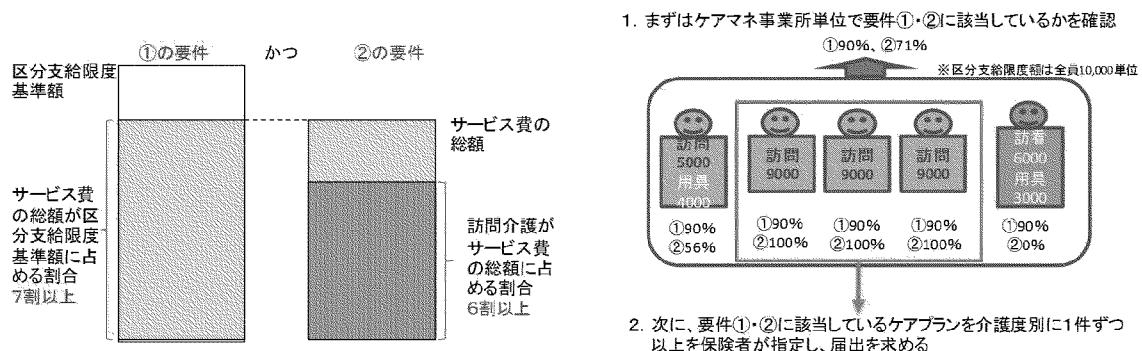
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

（注1）なお、各市町村において、国民健康保険団体連合会と調整の上、地域の実情に応じて、厚生労働大臣が定める基準（従うべき基準）よりも検証対象の範囲を拡げるための要件の設定は可能。

（注2）国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではない。

（参考）居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



- まず、市町村は、上記の要件が設定された帳票（※）を、国民健康保険団体連合会より受領してください。

（※）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添1・2】。帳票の送付や内容の詳細については、「2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出」参照。

- 次に、市町村は、受領した帳票を活用し、要件①及び②に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て上記の要件①及び②に該当するケアプランについて、

- ・最も訪問介護サービスの利用割合が高いものなど（※1）で、介護度別に1件ずつ以上を指定し（※2）、
- ・当該ケアプランの第1表（居宅サービス計画書（1）：基本的な事項）、第2表（居宅サービス計画書（2）：長期目標・短期目標、サービス内容等）及び第3表（週間サービス計画表）の届出を依頼（※3）

します。

（※1）市町村において一定の考え方のもとで、指定いただいて差し支えない。

（※2）指定の際の留意点

- ・特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、その介護度は届出不要。必要があれば、他の介護度で2件以上の届出を依頼。
- ・すでに、生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の対象となるいるケアプランは届出の対象外。
- ・他市町村の住民である利用者のケアプランは届出の対象外。（市町村が必要に応じて、当該市町村と連携）

（※3）必要に応じてアセスメントシートの届出も依頼。

- 市町村からの届出の依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランについて、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市町村に届け出る必要があります。

なお、理由等については、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）でお示ししているとおり、ケアプラン第2票（居宅サービス計画書（2））の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。

（※1）「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf>

(※2) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、その旨も記載。

- 届出を受けた市町村は、順次、地域ケア会議等（※1）を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行うことになります。

多職種による議論は、「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業（実施団体：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）））（※2）を参照してください。

(※1) 検証の方法としては、地域ケア会議のみならず、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行う会議（サービス担当者会議の前後で行う会議を含む）等での対応も可能。

(※2) 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

https://www.mri-ra.co.jp/pdf/h30_chiikicare_tebiki.pdf

(※3) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、地域ケア会議等の検証の対象としない等、柔軟な対応を探る必要がある。

- 地域ケア会議等での多職種の議論において届出のあったケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、居宅介護支援事業所は、地域ケア会議等での検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行います。

なお、検証対象のケアプラン及び同様・類似の内容のケアプランについて再検討とそれに基づく見直しが行われない場合は、それらのケアプランは、引き続き、地域ケア会議等での検証の対象となり得ます。

- なお、この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としたものです。 ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があります、ケアプランの変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明をする必要があります。